

平成30年6月28日

平成30年度第3回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

平成30年度第3回松本市定例教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 県教育委員会と松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて
- 第2号 まつもと文化遺産保存活用協議会の設置について

[報告]

- 第1号 平成30年松本市議会6月定例会の結果について
- 第2号 教育文化センター専門委員会委員の委嘱等について
- 第3号 小中学校教科用図書採択について
- 第4号 「いじめ・体罰等の実態調査」【4・5月分】の結果について
- 第5号 松本市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 第6号 中央図書館の開館時間の延長について
- 第7号 小笠原氏城館群史跡整備事業の進捗状況について
- 第8号 ビアフェス信州2018「クラフトビールフェスティバル in 松本」の開催について

[周知]

- 1 JAXA・国立天文台見学ツアーの実施について
- 2 学都松本推進事業「夏休み給食センター親子見学会」の実施について
- 3 子ども参観日の実施及び協力について
- 4 あがたの森公園「おひさま文庫」の設置について
- 5 松本市立博物館本館・分館の企画展開催について

[その他]

議案第 1 号

県教育委員会と松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の
取り交わしについて

1 趣旨

長野県教育委員会と松本市教育委員会が、教育行政の適正かつ円滑な運営を図るため、教職員の任免その他の進退等に関して、了解事項を取り交わすことについて協議するものです。

2 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整に関わる了解事項及び覚書

- (1) 了解事項 別紙 1
- (2) 覚書 別紙 2

3 実施期間

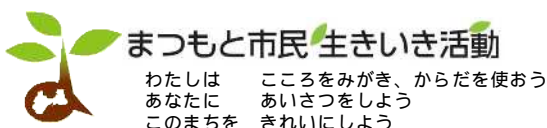
教育委員会議決後から平成31年5月31日までの間

4 根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

- (1) 第38条 市町村委員会の内申
- (2) 第39条 校長の所属教職員の進退に関する意見の申出

担当	学校指導課
課長	横田 則雄
電話	33 - 4397



「学都松本」

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第38条 市町村委員の内申

都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

2 前項の規程にかかわらず、都道府県教育委員会は、同項の内申が県費負担教職員の転任に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 都道府県内の教職員の適切な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが困難である場合

3 市町村委員会は、次条の規程による校長の意見の申出があった県費負担教職員について第1項又は前項の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

第39条 校長の所属教職員の進退に関する意見の申出

市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることができる。

了解事項

1 教職員の任免その他の進退について

- (1) 校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (2) 副校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野、全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (3) 教頭の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (4) 教職員（校長を除く。）の任免その他の進退については、校長の意見を尊重する。
- (5) 教員（教育職員免許法第2条に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の新規採用については、長野県教育委員会教育長が採用候補者として推薦する者を内申する。

2 平成31年度教職員人事異動の基本方針について

平成31年度教職員の人事異動の実施に当たっては、長野県教育委員会は、市町村教育委員会の意見を尊重して異動の基本方針を確立し、両者協力してその実現を期するものとする。

3 1及び2の取扱いについては、別紙覚書によって適正に行う。

4 人事の仕組みの検討について

義務教育関係教職員の人事の仕組みについては、中核市を含む市町村への人事権の移譲のあり方等を踏まえ、関係機関の意見を聞きながら、多角的に検討するものとする。

5 人事異動方針の見直しについて

人事異動方針の実施状況を踏まえながら、適宜見直しを行う。

(別紙)

覚 書

1 教職員の人事について

人事についての秘密を厳守する。

(1) 校長について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(2) 副校長について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(3) 教頭について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(4) 教員について

ア 教員の人事については、これを校長に立案させることが望ましい。

イ 校長は、上記立案にあたり、市町村教育委員会及び長野県教育委員会と十分に連携を図るものとする。

ウ 市町村教育委員会は（4）アの校長の立案を踏まえ、内申書を作成し県教育委員会に提出する。

エ 長期在職者の異動については、校長の意見を尊重し、市町村教育委員会と県教育委員会が十分に協議し、適切に対応するものとする。

(5) 新規採用について

市町村教育委員会は、長野県教育委員会教育長が選考した適任者を内申する。

2 連絡の方法について

(1) 長野県教育委員会は、常時市町村教育委員会と連絡を取り合う。

ア 担当主幹指導主事は、学校訪問等により努めて市町村教育委員会と連絡を密にする。

イ 担当主幹指導主事は、郡市連絡協議会あるいは教育長の会合等には努めて出席し連絡を図る。

(2) 特に連絡をする機会

10月から2月の間において、担当主幹指導主事は、全般的な打合せや個々面談による連絡の機会をつくる。この際の市町村教育委員会の出席者は、当分の間、教育長及び教育委員長とする。

- 3 平成31年度人事異動については、2月中旬を目途として異動原案の作成を完了する。
- 4 平成31年度人事異動の最終決定は3月中旬とする。

県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について

義務教育課

長野県教育委員会と市町村教育委員会（市町村学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）は、全県的視野に立って教育行政の適正かつ円滑な運営を図るため、教職員（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）の任免その他の進退等に関して、次の了解事項を取り交わし、平成30年6月 日から平成31年5月31日までの間これを実施するものとする。

平成30年6月 日

長野県教育委員



教育委員会

議案第 2 号

まつもと文化遺産保存活用協議会の設置について

1 趣旨

松本市歴史文化基本構想に基づき、「まつもと文化遺産」の認定及び解除並びに保存活用策の検討を行うことを目的とするまつもと文化遺産保存活用協議会の設置について伺うものです。

2 協議会の名称

まつもと文化遺産保存活用協議会

3 協議会の所掌事項

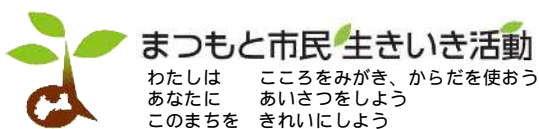
- (1) まつもと文化遺産の認定及び解除に関する事
- (2) まつもと文化遺産の保存活用策の検討に関する事
- (3) 松本市歴史文化基本構想の見直しに関する事
- (4) 関連文化財群の設定・保存活用に関する事
- (5) その他必要と認める事項

4 協議会の構成

- (1) 文化財所有者
- (2) 地域住民代表者
- (3) 特定非営利活動法人等関係団体の代表
- (4) 商工・観光関係団体の代表
- (5) 関係行政機関の代表
- (6) 有識者

5 その他

- (1) まつもと文化遺産保存活用協議会設置要綱（案）は別紙1のとおり
- (2) 委員の案は別紙2のとおり
- (3) 松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定委員会設置要綱は廃止します。



担当	文化財課
課長	大竹 永明
電話	34 - 3292

松本市教育委員会告示第 号

まつもと文化遺産保存活用協議会設置要綱を次のように定める。

平成30年 月 日

松本市教育委員会

まつもと文化遺産保存活用協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松本市歴史文化基本構想に基づく歴史文化を活かしたまちづくりを推進するため、まつもと文化遺産の認定及び解除、保存活用策の検討等を行うまつもと文化遺産保存活用協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 関連文化財群 歴史的・地域的関連性に基づき、一定のまとまりを持つものとして捉えられる複数の文化財をいう。
- (2) まつもと文化遺産 関連文化財群のうち、保存活用に係る具体的な事業計画を有するものとして、教育委員会が認定したものをいう。

(所掌事項)

第3条 協議会は、教育委員会の求めに応じ、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) まつもと文化遺産の認定及び解除に関すること。
- (2) まつもと文化遺産の保存活用策の検討に関すること。
- (3) 松本市歴史文化基本構想の見直しに関すること。
- (4) 関連文化財群の設定及び保存活用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 文化財所有者
- (2) 地域住民代表者
- (3) 特定非営利活動法人等関係団体の代表
- (4) 商工・観光関係団体の代表
- (5) 関係行政機関の代表

(6) 有識者

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、事案についての説明又は意見を求めることができる。

(作業部会)

第8条 協議会は、関連文化財群の整理を行うため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育部文化財課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年 月 日から施行する。

(松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定委員会設置要綱の廃止)

2 松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定委員会設置要綱(平成28年松本市教育委員会告示第4号)は、廃止する。

まつもと文化遺産保存活用協議会 委員予定者

1 委員

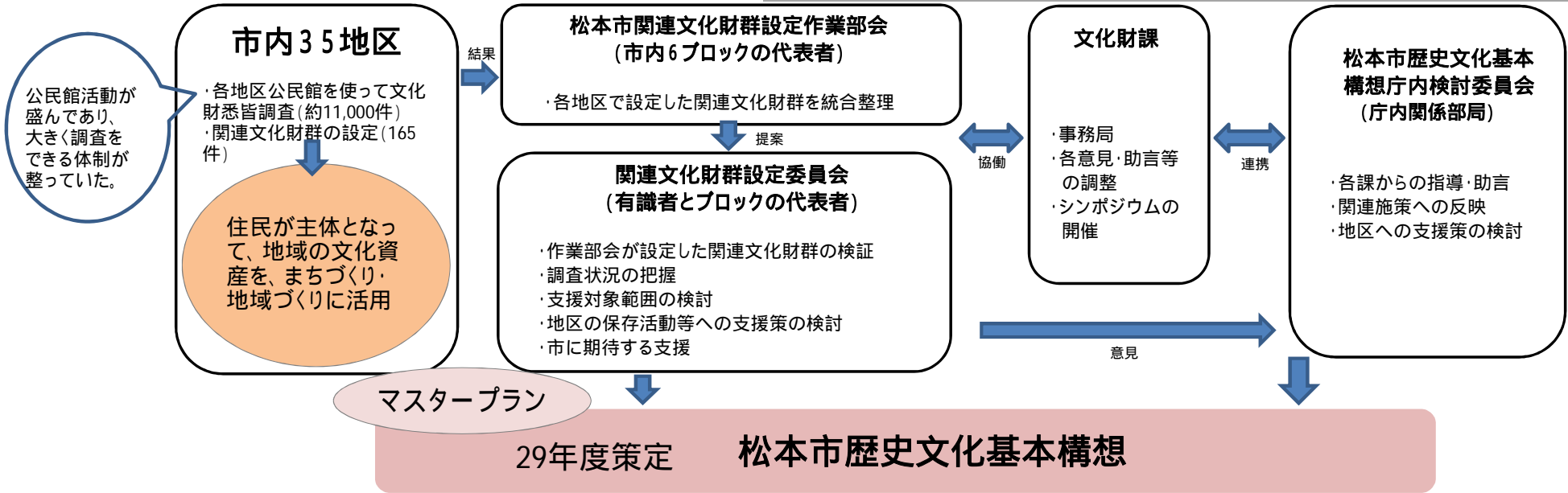
	区分	氏名	所属等
1	文化財所有者	おおたに ゆうしゅう 大谷 宥秀	牛伏寺副住職
2	地域住民代表者	はら かつよし 原 勝美	関連文化財群設定委員会
3		ありま まさとし 有馬 正敏	関連文化財群設定作業部会
4		ながの かずひろ 永野 和大	信州大学梅干野研究室学生
5	NPO	会から推薦	松本古城会
6	商工・観光関係団体	会議所から推薦	松本商工会議所
7		はなおか ゆり 花岡 由梨	中町商店街振興組合 中町商店街活性化委員会委員長
8		てらさわ たけし 寺沢 健	浅間温泉観光協会
9		やまもと けいこ 山本 桂子	新松本物語プロジェクト
10	有識者	くらさわ さとる 倉澤 聡	都市計画家
11		ごとう よしたか 後藤 芳孝	関連文化財群設定委員会委員長

2 指導助言者（オブザーバー）

区分	氏名	所属等
文化庁	むらかみ かよ 村上 佳代	地域文化創生本部
長野県教育委員会	しもじま ひろのぶ 下島 浩伸	文化財・生涯学習課 主任指導主事

3 関係行政機関代表

所属等
地域づくり課長
文化振興課長
商工課長
観光温泉課長
都市政策課長
松本城管理事務所長
博物館長



具体化

今後は保存だけでなく、まちづくり、経済活動へつなげていく

歴史文化を活かしたまちづくりのための庁内連携体制の構築(文化振興課・観光温泉課・地域づくりセンター・公民館等)

30年度

「まつもと文化遺産保存活用協議会」の設置と運営

- 「まつもと文化遺産」の認定要件等の検討
- 認定のための具体的な要件を検討(要件が整ったものについては30年度中に初回の認定を行う)
- 認定後の関係団体への支援策の検討(活動補助)
- 文化財を核としたまちづくり・地域づくりのために必要な事業等の検討

「まつもと文化遺産」地区が設定した関連文化財群の中で「一定の要件」を満たすものを認定

○ 補助金等の支援策を整備 財源については財政課と協議

文化財群の整備や活用を支援するために必要な補助金等の支援策及び庁内連携体制を検討し、所要の整備を行うもの

市登録文化財制度等新設の検討

近代遺産の保全活用施策等に対応するため、文化財のゆるやかな保護施策として、市登録文化財制度等の新設を検討するもの。(「歴史的風致維持向上計画」(都市政策課)に関する政策の文化財面でのサポート)

建設部との連携

31年度以降

30年度に検討した支援策や事業の実施

「まつもと文化遺産保存活用協議会」の運営

「まつもと文化遺産」の認定
実施事業に係る国庫補助金の申請と補助対象事業の実施

○ 補助金等の交付

各種文化財保存活用事業の実施
市登録文化財制度等の運用

「松本市文化財保存活用地域計画」の策定・国への認定申請

平成30年6月に文化財保護法が改正され、歴史文化基本構想が「文化財保存活用地域計画」として法定化された。
地域計画の策定指針策定について、国の文化審議会文化財分科会企画調査会で今後審議される。
松本市職員も委員として参加し本市のノウハウを伝える。
全国でのモデルとなる「地域計画」を全国ではじめて策定し、改正法施行の31年度当初に認定申請を行う。

文化財群ごとの個別計画策定・支援策の整備

報告第 1 号

平成30年松本市議会6月定例会の結果について

1 趣旨

松本市議会6月定例会の結果について報告するものです。

2 会期等について

6月4日(月)から21日(木)まで 18日間

一般質問 6月11日(月)から13日(水)まで 3日間

教育民生委員会 6月15日(金)

基幹博物館建設特別委員会 6月18日(月)

3 議案等の審査結果について

(1) 教育民生委員会

ア 審査内容

(ア) 議案

議案第 4号 松本市博物館条例の一部を改正する条例

議案第 5号 平成30年度松本市一般会計補正予算(第1号)

あがたの森文化会館管理運営費追加 36,690千円

町内公民館振興事業費追加 1,540千円

地区公民館整備事業費追加 9,130千円

文化財保存管理費追加 4,450千円

小笠原氏城館群史跡整備事業費追加 106,090千円

白骨温泉噴湯丘等保存管理事業費追加 590千円

議案第10号 市有財産の取得について(学校給食用食器)

上記の議案3件については、原案どおり可決されました。

(イ) 請願

請願第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書

請願第3号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書

請願第2号は、全会一致で採択すべきものと決しました。

請願第3号については、一部委員から今後の県の動向を見ながら判断すべきと、継続審査を求める意見もありましたが、請願の趣旨には賛同できるとの意見が多数を占め、起立採決の結果、採択すべきものと決しました。

(ウ) 協議会

報告事項 市施設における外壁落下に伴う対応について

上記については、全会一致で承認と集約されました。

イ 教育民生委員会における委員からの主な意見等

(ア) 市有財産の取得について

- a 使用中の食器の使用年数、購入数の算出根拠について質疑がありました。これに対し、使用年数は9年目であること、購入数は東部給食センターの1日の配食数から算出したものであるとの答弁がありました。
- b 指名競争入札の入札状況について質疑がありました。これに対し、市内に本店のある厨房会社6社による指名競争入札であるとの答弁がありました。
- c 廃棄される食器の削減や、子どもたちへの食育の観点から、陶磁器製食器の採用も今後検討してほしい旨の要望がありました。

(イ) 小笠原氏城館群史跡整備事業について

- a 購入する用地の場所・所有者について質疑がありました。これに対し、購入する用地は井川城の史跡の一部で、私有地であるとの答弁がありました。
- b 林小城の史跡整備の予定について質疑がありました。これに対し、今後、国の史跡として追加指定を目指し、保存活用計画を策定し、整備する予定との答弁がありました。

(ウ) 市施設における外壁落下に伴う対応について

- a 落下物の総重量について質疑がありました。これに対し、約60kgであるとの答弁がありました。
- b 外断熱材を貼り付ける施工方法は適当だったと考えるかとの質疑がありました。これに対し、海外や全国で施工されている工法であり、問題のないものと考えたとの答弁がありました。
- c 本格的な補修工事の時期について質疑がありました。これに対し、現在安全確認の調査を進めており、安全性を確保できる補修について確認ができ次第、速やかに本格的な工事に取り掛かるとの答弁がありました。
- d 現在、危険個所が確認された施設数と、外壁落下の原因について質疑がありました。これに対し、現在確認されているのは2カ所で、外壁落下の原因としては施工者に問題があったものと考えているとの答弁がありました。
- e 10年間の剥離保証期間が過ぎた後の対応について質疑がありました。これに対し、事業者にさらに10年間保証することを投げかけているとの答弁がありました。
- f 筑摩小学校の子どもや保護者の反応について質疑がありました。これに対し、子ども達の反応は聞いていないが、保護者からは特に反応は無かったとの答弁がありました。
- g 本件のような事案を総合教育会議に諮ることについて質疑がありました。これに対し、児童・生徒の命に係わるような危険性が生じるものは総合教育会議を開くとの答弁がありました。

(2) 基幹博物館建設特別委員会

ア 審査内容

議案第 5 号 平成 3 0 年度松本市一般会計補正予算 (第 1 号)

基幹博物館整備事業費追加

4,610 千円

上記の議案については、原案どおり可決されました。

イ 基幹博特別委員会における委員からの主な意見等

(ア) 補償額の算定方法と、補償額に対する相手方の考えについて質疑がありました。

これに対し、補償額は算定基準に基づき算定業者が算定するものとして、建物の解体費用、建物の価格、移転にかかる費用について算定するもの。また、交渉では具体的な金額は提示していないとの答弁がありました。

(イ) 地下埋設物を含めた地盤調査の実施について質疑がありました。これに対し、地歴調査は行うが、地盤調査については新たな調査は必要ないと考えているとの答弁がありました。

担当	教育政策課
課長	小林 伸一
電話	33 - 3980



まつもと市民 生きいき活動

わたしは こころをみがき、からだを使おう
あなたに あいさつをしよう
このまちを きれいにしよう



「学都松

教育委員会資料
30.6.28
教育政策課

教育文化センター専門委員会委員の委嘱等について

- 1 趣旨
教文学習をはじめとする教育文化センター事業の充実等を図るために設置した教育文化センター専門委員会の委員の委嘱等について報告するものです。
- 2 委嘱者 別紙のとおり
- 3 任 期 平成30年5月25日から平成31年5月24日まで
- 4 委員構成及び活動内容

委員会名	部 会	主な活動内容	H29 会議実績
研修委員会	教文学習 検討部会	・教文学習アンケート集計分析 ・改善点の考察	4回
視聴覚委員会	情報部会	教文学習内容検討	4回
	映像部会	・教文学習内容検討 ・模擬授業	4回
科学 博物館委員会	天文部会	・教文学習内容検討	4回
	科学展示部会	・科学展示室の内容検討	4回
	理科部会	・教文学習内容検討	4回
山辺学校 歴史民俗 資料館委員会	歴史民俗資料館 学校教育部会	・教文学習内容検討	休止
	歴史民俗資料館 社会教育部会	・リニューアルに向けての検討	4回

- 5 平成29年度会議実績
第1回(5/19)全体会後に部会開催・・・正副部長選出、年間計画作成
第4回(2/9)全体会にて、各部会より報告および質疑・応答
その他の部会については、以下のとおり

部会	第2回	内容	第3回	内容
教文学習 検討部会	9/29	アンケートの考察 小学校教文学習検討	11/21	アンケートの考察 中学校教文学習検討
情報部会	6/23	附属小参観、小学校内容検討	10/26	旭町中参観、中学校内容検討
映像部会	7/4	前年度の内容見直し	9/15	模擬授業および新しいコンテ の修正
天文部会	7/21	芝沢小参観、番組と解説の視 聴、中学校内容検討	11/16	筑摩野中参観、次年度天文学 習の内容検討
科学展示部 会	6/23	現状と課題の把握	10/20	科学展示室の有効活用につい て
理科部会	6/20	小学校教材検討	11/14	中学校教材検討

6 全体会等の開催

(1) 日時及び場所

平成30年5月25日(金) 16時10分から16時45分まで
教育文化センター 3階視聴覚ホール

(2) 会議内容

ア 全体会

(ア) 役員の選出

(イ) 教文学習を中心に今年度の方針について協議

イ 各部会

(ア) 正副部会長の選出

(イ) 今年度の事業計画について協議

7 根拠規則（抜粋）

松本市教育文化センター条例施行規則

(専門委員会)

第7条 教育文化センターの事業の充実と円滑な運営をはかるため、教育文化センターに次に掲げる専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 研修委員会
 - (2) 視聴覚委員会
 - (3) 科学博物館委員会
 - (4) 山辺学校歴史民俗資料館委員会
- 2 委員会は、次の者をもって構成する。
- (1) 小・中学校教職員
 - (2) 社会教育関係職員
 - (3) その他特に教育委員会において必要と認めたる者
- 3 委員会の委員の定数は次に掲げるとおりとし、委員は教育委員会が委嘱する。
- (1) 研修委員会 10人以内
 - (2) 視聴覚センター委員会 12人以内
 - (3) 科学博物館委員会 30人以内
 - (4) 山辺学校歴史民俗資料館委員会 18人以内
- 4 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員会には必要に応じ部会を置くことができる。



まつもと市民 生きいき活動

わたしは ころをみがき、からだを使おう
あなたに あいさつをしよう
このまちを きれいにしよう

担当	教育政策課	課長	小林	伸一
電話	33 - 3980			
担当	教育文化センター	所長	中村	誠
電話	32 - 7600			

平成30年度 松本市教育文化センター専門委員会 部会別名簿

委員会	部会	所 属	氏 名		
研修委員会	教文学習検討	1	二子小	奈良井 範久	役員
		2	筑摩小	寺村 美恵	
		3	田川小	木村 秀子	
		4	清水小	沓掛 恵子	
		5	寿 小	山田 賢	副部会長
		6	鎌田中	塚田 理恵	
		7	松島中	中沢 哲也	
		8	筑摩野中	藤原 司	
		9	鉢盛中	高津 健一	部会長
視聴覚委員会	情 報	1	梓川小	宮坂 俊之	役員
		2	源池小	吉嶋 哲男	
		3	明善小	森田 将人	
		4	今井小	小松 伸行	部会長
		5	高綱中	浦野 真我	
		6	波田中	元田 武久	副部会長
		7	安曇小中	津金 一彦	
	映 像	8	清水中	北沢 清二	役員
		9	清水中	原山 康則	
		10	菅野中	宮下 晴雄	副部会長
		11	女鳥羽中	澤谷 昌英	部会長
		12	会田中	竹内 大	
科学博物館委員会	天 文	1	清水中	高坂 由美子	役員
		2	開智小	保月 毅司	部会長
		3	山辺小	中澤 悠樹	
		4	菅野小	小林 達矢	
		5	波田小	小林 利章	
		6	旭町中	岩垂 幸子	副部会長
		7	山辺中	今井 健輔	
		8	明善中	岡村 圭史	
		9	奈川小中	倉橋 幸雄	
	科学展示	10	二子小	村上 きよみ	役員
		11	並柳小	柳澤 美奈子	
		12	島内小	天野 能成	部会長
		13	芝沢小	上原 那広	副部会長
		14	島立小	上野 忠明	
		15	本郷小	塚原 章治	
		16	梓川小	矢口 尚	
		17	梓川小	上條 昌明	役員
	理 科	18	旭町小	桑山 雅徳	
		19	開明小	市村 真一	
		20	四賀小	林 香那子	
		21	丸ノ内中	原田 佳之	部会長
		22	信明中	遠藤 深	
		23	開成中	和田 伊佐央	副部会長
		24	梓川中	滝澤 麻以子	
		25	大野川小中	石山 陽基	
山辺学校歴史民俗資料館委員会	学校教育	1	鎌田小	古畑 宏	
		2	中山小	田原 和幸	
		3	岡田小	田中 真仁	
		4	芳川小	森 信幸	部会長
		5	二子小	原 光司	副部会長
	社会教育	6	里山辺公民館長	多田 健	
		7	入山辺公民館長	小笠原 鉄夫	
		8	里山辺町会長会代表	武田 善徳	
		9	入山辺町会長会代表	市川 正治	
		10	山辺歴史民俗研究会会長	小岩井 俊忠	
		11	里山辺地区代表	出井 東亜雄	部会長
		12	入山辺地区代表	宮坂 昌憲	副部会長
		13	入山辺地区代表	西澤 訓男	
		14	入山辺地区代表	赤廣 義三	

教育委員会資料
30.6.28
学校教育課

報告第 3 号

小中学校教科用図書の採択について

1 趣旨

平成31年度から使用する、中学校用の「特別の教科 道徳」教科用図書及び、小学校用の「特別の教科 道徳」以外の教科用図書の採択を行うにあたり、採択までの取組み等について報告するものです。

2 教科書採択の方法

- (1) 長野県教育委員会が設定した採択地区（松本市・塩尻市・東筑摩郡・安曇野市）で構成する、松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会（以下「協議会」という。）を設置
- (2) 協議会に教科用図書調査研究委員会（以下「調査研究委員会」という）を設け、文部科学大臣の検定に合格した教科用図書を調査研究
- (3) 調査研究委員会は、調査した結果と関係資料を、協議会へ提出
- (4) 協議会では、提出された調査結果と関係資料を基に、教科用図書一種を選び、これを、市町村教育委員会に報告
- (5) 市町村教育委員会は、協議会からの報告に基づいて、教科用図書を採択
 小学校用の教科用図書については、平成31年度に、学習指導要領の改訂による全教科の採択を行うこととなり、今回新たな教科用図書の申請がなかったことから、前回の平成26年度採択における調査研究資料を活用して選定を行います。

3 協議会について

- (1) 委員構成
 - ア 協議会委員
構成市村の教育長、教育長職務代理者、正副校長会長、保護者代表及び学識経験者
 - イ 調査研究委員
各地区の校長会から推薦された、中学校の校長、教頭及び教諭
- (2) 協議会の役割
「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」により、採択地区の市町村が共同して同一の教科書を採択するための協議組織（採択地区は県の指定による）

4 今後の日程

- | | |
|------------|--|
| 6月中旬～7月初旬 | 調査研究委員会を開催し、教科用図書について調査研究 |
| 7月3日～7月16日 | 松本市中央図書館にて教科書展示会の開催 |
| 7月中旬 | 協議会において、調査研究委員会から報告を受けた資料に基づき、一種の教科用図書を選定し、各市村教育委員会に報告 |
| 7月下旬～8月上旬 | 各市村教育委員会で教科用図書を採択 |

担当	学校教育課
課長	麻田 仁郎
電話	33 - 9846



まつもと市民生きいき活動

わたしは ところをみがき、からだを使おう
 あなたに あいさつをしよう
 このまちを きれいにしよう

報告第 4 号

「いじめ・体罰等の実態調査」【4・5月分】の結果について

1 趣旨

2カ月に一度、本市内全小中学校で実施している、「いじめ・体罰等の実態調査」について集計結果を報告するものです。

2 調査方法

児童生徒一人ひとりへのアンケートや聞き取りによる方法

3 調査結果の概要

(1) いじめ・体罰等を認知した学校・認知件数

小計の下段()内は、平成29年度同時期調査数

区分	学校総数 (単位:校)	認知した 学校数 (単位:校)	認知してい ない学校数 (単位:校)	認知件数 (単位:件)	1校当たり (単位:件)
小学校	29	27 (25)	2 (4)	285 (183)	9.8 (6.3)
中学校	21	16 (15)	5 (6)	110 (63)	5.2 (3.0)
計	50	43 (40)	7 (10)	395 (246)	7.9 (4.9)

(2) いじめ・体罰等の事案区分

区分	いじめ	体罰	計
小学校	285	0	285
中学校	110	0	110
計	395	0	395

(3) いじめの発生区分

区分	新規	再発	計
小学校	268	17	285
中学校	107	3	110
計	375	20	395

(4) いじめの現在の状況(平成30年4月以降総計)

区分	解消している (日常的に観察継続中)	解消に向けて 取組中	その他(転居等)	計
小学校	0	285	0	285
中学校	0	110	0	110
計	0	395	0	395

(5) いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

小計の下段()内は、平成29年度同時期調査数

区分		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学校	男子	29	23	31	17	21	16	137
	女子	23	11	38	34	17	25	148
	小計	52 (44)	34 (35)	69 (29)	51 (31)	38 (29)	41 (15)	285 (183)
中学校	男子	42	18	10				70
	女子	20	13	7				40
	小計	62 (28)	31 (21)	17 (14)				110 (63)

(6) いじめの態様 1件中、複数の内容を含んでいる場合があります。

区 分	小学校	中学校	計
冷やかしゃからかい、悪口や嫌なことを言われる。	177	75	252
仲間はずれ、集団による無視をされる。	28	7	35
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	68	17	85
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	18	6	24
金品をたかられる。	0	0	0
物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	12	11	23
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	19	9	28
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	0	1	1
その他	20	7	27
計	342	133	475

4 傾向

- (1) 小学校、中学校ともに、昨年度同時期調査よりいじめの認知件数が増加しました。昨年度と比較して、小学校で102件、中学校47件の増加となりました。
- (2) 学年別の件数を、昨年度同時期調査と比較すると、小学校では、2年生を除いたすべての学年で増加し、特に3・6年生は2倍を超える件数となりました。中学校でも全学年で増加し、特に1学年の増加が顕著に表れています。
- (3) 本年度4月以降に発生したいじめに関する事案395件に対して、20件は昨年度に発生した事案の再発でした。
- (4) 体罰に関する事案の報告はありませんでした。
- (5) いじめの内容では、「冷やかしゃからかい、悪口や嫌なことを言われる」が最も多く、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が多くなっています。「その他」の内容として、小学校では、「紅白帽子がゴミ箱に捨てられる」「虫探しをしている時、自分の虫かごに勝手に虫を入れられた」等、嫌がらせに関わる事案が多くありました。中学校では、部活動に関わるトラブルや、いじめられたことに対する反抗的な行動が数件ありました。

5 今後の対応

- (1) いじめの認知件数が昨年度同時期調査と比較して増加したことは、年度当初に確認した「いじめの定義に対する解釈」や「いじめに対する正確な認知」が学校現場で浸透しつつあると考えられます(参考資料1、2参照)。また、アンケートの取り方も、学校ごとに工夫が見られてきたことで、児童生徒の思いを率直に調査に反映することにつながってきつつあると思います。今後、生徒指導主事会等で、各学校の取り組みの成果や課題について情報交換する機会を設けることで、いじめの芽や兆候を早期に把握し、対応への意識付けを行っていくことができるよう助言していきます。
- (2) 認知件数は増えましたが、学校によるいじめ認知の感覚のずれや、報告から対応への体制づくりに差異が見られます。引き続き、学校の組織でいじめ認知に対する研修や確認を行い、学校の組織が機能し、対応することができるよう伝えていきます。

担当	学校指導課
課長	横田 則雄
電話	33 - 4397



まつもと市民 生きいき活動

わたしは こころをみがき、からだを使おう
 あなたに あいさつをしよう
 このまちを きれいにしよう

いじめの認知について

～先生方一人一人がもう一度確認してください。～

● いじめの認知をめぐる現状

先生方も既に報道等で御承知のことと思いますが、児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は、最多の都道府県と最少の都道府県とで30倍以上の開きが生じています（平成26年度問題行動等調査）。この差は他の調査項目（暴力行為や不登校など）における差と比べて極端に大きく、実態を正確に反映しているとは考え難い状況です。

● 調査結果を見た保護者や地域の心配

- ・【不信】ちゃんとした調査だろうか？なんで〇〇県と隣の〇〇県でこんなに違うんだ？
- ・【誤解】こんなに認知件数が多い〇〇県は、子供たちが荒れているのではないかと？しっかりといじめ防止対策を取っているのか？
- ・【疑念】〇〇県はいじめの認知件数が少ないが隠しているのではないかと？

◆ 先生方それぞれでいじめの捉え方の差があるようです。

先生方は、いじめの事案に一生懸命に対応する中でいじめの問題に的確に対処する力を身に付けるのと同時に、先生方それぞれのいじめの概念が作られている可能性があります。

いじめ問題への思いが強ければ強いほど、それぞれのいじめの概念への思いも強いかもしれませんが、しかしこのことは、基準のばらつきにもなってしまいます。

◆ いじめの認知を正確に行うことは極めて重要です。

- ・「こんな事案までいじめと数えたら一体何件までふくれあがるのか」
- ・「一回きりだからいじめとして認知するのはいかがなものか」

といった声を聞くことがよくあります。

確かに、初期段階のいじめは子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで・・・、一回きりだから・・・）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

いじめ防止対策推進法では、このような過去の教訓を重く受け止め、いじめという行為が定義付けられました。そして、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるなどの措置を講じなければならないとされています。



◆ いじめの定義を再確認しましょう。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意してください。

なお、物を隠されたり、上履きに画鋲を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば①②の要件が満たされるとは言えませんが、実際に学校ではいじめとして対応していることは言うまでもなく、問題行動等調査においてもいじめがあったものとして取り扱ってください。



◆ 具体的な事例で確認してみましょう。

事例

(定期的を実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。)

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと言われ、それが楽しみになっている。

【この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。】

文部科学省は、この事例を題材に、10都道府県(域内の市町村を含む。)の教育関係者を対象とする抽出調査を実施しました。その結果、ある都道府県は18名中17名(約94%)がいじめとして認知すると回答しました。また、別の都道府県は、18名中2名(約11%)がいじめとして認知すると回答しました。抽出調査の結果ではありますが、この差が冒頭で述べた「30倍以上の開き」につながっているのではないかと考えます。

◆ 「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です。

学校現場において、「いじめの芽」や「いじめの兆候」といった言葉が用いられています。例えば「いじめやその兆候を早期の段階で把握するよう努めた。」といった具合にです。しかし、こうした言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見落としてしまうことがあるのではないかと心配しています。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知してください。

◆ いじめの認知に関する文部科学省の考え方

1 いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし

法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであると考えています。ですから、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えています。正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切だと考えています。

反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃していないかと心配しています。

いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し(件数は増える)、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えてください。

2 組織で認知し対応することが重要～ひとりで抱え込まない～

いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告してください。とは言っても、日々発生する事案全てについて、組織の全メンバーが逐一集合することは難しいと思います。そこで、組織のメンバーの中から情報集約担当を決めたり、パソコンで共用のデータベースを作成したりするなど、全メンバーが集合しなくても機動的な対応が取れるよう各学校で工夫をしてください。重要なのは、ひとりで抱え込まないということです。周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断してください。

また、学校の組織がしっかりと機能するためには、誰もが自由に発言できることが大切です。事案に対応する中では、迷うこともたくさんあります。そんなときは「これでいじめを受けている子供を本当に守ることができるか」とシンプルに考えてください。そして疑問が心をよぎったときは、いじめが重大な結果に至ることのないよう「この対応でいいんですか?」とためらわずに発言してください。

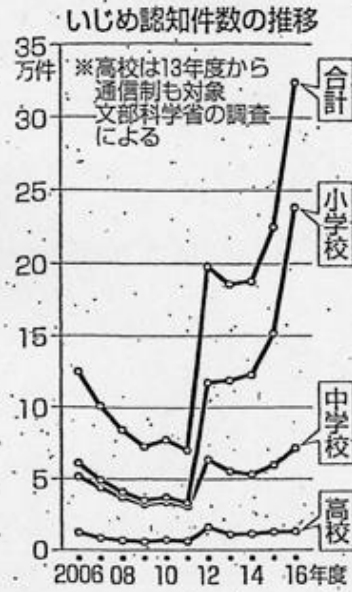
2018年(平成30年)3月16日 金曜日

いじめ定義狭く解釈

全国小中高24%独自基準追加

「見逃す恐れ」文科省に勧告

総務省調査



総務省行政評価局は16日、いじめの定義を巡り全国の公立小中高249校を抽出して調べた結果、24%に当たる59校が法律の定義よりも狭く解釈していたと発表した。「行為が続いている」「集団的」といった独自の基準を加えていた。いじめを見逃したり、深刻な事態を招いたりする恐

いじめの定義。文部省立時が1986年度から、学校のいじめを調査する際の基準として示し「自分より弱い者に対して一方的に、攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じている」と明記。修正を経て、2006年度から一方的に「継続的」「深刻」といった文言を削除し、調査対象を拡大した。大津市で11年、中学2年の男子生徒がいじめを昔に自殺したことを受けたいじめ防止対策推進法で定義を法定化した。

いじめ防止対策推進法は、いじめに「心理的または物理的な影響を与え、児童らが心身の苦痛を感じている」と定義し、早期発見を求めている。文科省によると、2016年度のいじめ認知は約32万3千件で、過去最多だった。

総務省は249校の対応を調べた。この結果「児童が下着を下げられ、ひどく傷ついた(小学校)」、「体育後、服を取り上げられた生徒が泣いていた(中学校)」といった事例を学校側は「過性の嫌がらせ」としていた。総務省は「法律上、いじめの認知漏れと考えられる」とみている。

学校や教育委員会が自殺や不登校などの事例をまとめた報告書66件の分析でも、定義の限定解釈や、本人が「大丈夫」と言えはいじめには当たらないと認識するといった問題が見つかった。いじめは冷やかしゃ、からかいから重大な事態に発展するケースも多く、総務省は「正確な認知が重要だ」としている。

報告第 5 号

松本市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

1 趣旨

教育委員会の附属機関として設置している松本市学校給食センターの運営委員会の委員に欠員が生じたため、補欠委員を委嘱することについて報告するものです。

2 補欠委員

裏面のとおり

3 任期

平成30年6月1日から平成31年5月31日まで（前任者の残任期間）

4 根拠法令(抜粋)

(1) 松本市学校給食センター条例

(運営委員会)

第5条 教育委員会の付属機関として、松本市学校給食センター運営委員会を置く。

2 運営委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校給食に関する重要な事項を審議し、その意見を答申する。

3 運営委員会は、20名以内の委員をもって組織する。

4 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

(2) 松本市学校給食センター運営委員会規則

(組織)

第2条 委員会の委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学校長

(2) P T A 関係者

(3) 松本保健所長

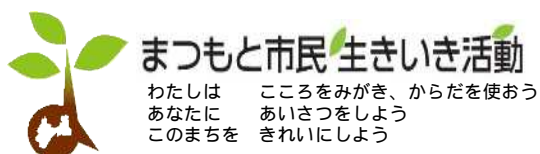
(4) 学校医

(5) 学校薬剤師

(6) 学識経験者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。



担当 学校給食課

課長 清澤 秀幸

電話 86 - 1130

平成30年度松本市学校給食センター運営委員会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 名	備 考
1 学 校 長	鏡味 洋子	旭町小学校長	新規
2 学 校 長	山後 浩行	筑摩野中学校長	新規
3 学 校 長	中川 岳	女鳥羽中学校長	新規
4 P T A 関 係	佐々木 伝	松本市 P T A 連合会会長	新規
5 P T A 関 係	小林 あゆみ	波田小学校 P T A 会長	新規
6 P T A 関 係	太田 正二	旭町小学校 P T A 会長	新規
7 P T A 関 係	市川 みか	本郷小学校 P T A 副会長	新規
8 P T A 関 係	金井 みどり	梓川中学校 P T A 副会長	新規
9 P T A 関 係	滝澤 修	四賀小学校 P T A 会長	新規
10 P T A 関 係	柏原 禎磨	松島中学校 P T A 会長	新規
11 P T A 関 係	小林 玲文	女鳥羽中学校施設厚生部長	新規
12 P T A 関 係	武井 秀樹	寿小学校 P T A 会長	新規
13 P T A 関 係	長岡 真理	芝沢小学校 P T A 副会長	新規
14 松本保健福祉事務所	塚田 昌大	松本保健福祉事務所長	新規
15 学 校 医	袁島 宗夫	松本市医師会理事	継続
16 学 校 医	中嶋 みどり	学校歯科部理事	継続
17 学校薬剤師	吉澤 貴代美	松本薬剤師会常務理事	継続
18 学識経験者	山田 泰子	前県学校栄養職員	継続

中央図書館の開館時間の延長について

1 趣旨

夏期の図書館利用者の利便性の向上を図るため、中央図書館の開館時間を延長することについて報告するものです。

2 実施内容

(1) 実施日

平成30年7月、8月の土曜日及び日曜日並びに祝日（計18日）

7月							8月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25
29	30	31					26	27	28	29	30	31	
■ 実施日							○ 休館日						

(2) 開館時間の延長内容

「9時30分から17時まで」を「9時30分から18時まで」に1時間延長

3 周知方法

- (1) 図書館の館内掲示及びチラシによる周知
- (2) 松本市公式ホームページ、図書館ホームページ、図書館フェイスブック掲載
- (3) 子育てコミュニティーサイト「はぐまつ」ホームページ掲載

担当 中央図書館
館長 瀧澤 裕子
電話 32-0099

小笠原氏城館群史跡整備事業の進捗状況について

1 趣旨

平成29年2月に史跡に指定された小笠原氏城跡(井川城跡・林城跡)について、本年度林小城の追加指定を受けるに当たり、事業の進捗状況について報告するものです。

2 小笠原氏城跡の歴史的な価値

- (1) 室町時代の信濃守護小笠原氏の居城である井川城跡と林城跡は、平地の居館から山城を要害とする山麓の居館へと変遷した、わが国における室町時代から戦国時代に至る領主の居城のあり方を理解するうえで、極めて重要な遺構群です。
- (2) 室町時代の平地居館、戦国時代の山城、天守が現存する近世の城と、市域に各時代の城郭が揃って存在し、そのすべてが史跡に指定されている点は、全国的にも稀で注目されるものです。

3 これまでの経過

- H25.8 中山・入山辺・里山辺の3地区が、県史跡小笠原氏城跡の
国史跡指定を要望
- H29.2 小笠原氏城跡が史跡に指定
- H30.3 林城跡(林小城)調査報告書刊行

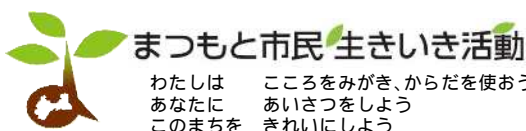
4 国史跡追加指定の意見具申について

林城跡のうち残る林小城について、平成29年度に必要な作業が完了し、本年度同意取得が進んだことから、7月末を目途に国史跡追加指定の意見具申を行います。

5 今後の進め方

- (1) 計画の3城跡すべての指定が出揃った後、平成31年度から「史跡小笠原氏城跡保存活用計画」の策定に着手します。(平成32年度策定予定)
- (2) 上記計画に基づき、平成33年度から整備・活用事業に着手します。

担当	文化財課
課長	大竹永明
電話	34-3292



「学都松本へ」

報告第 8 号

ビアフェス信州 2018「クラフトビールフェスティバル in 松本」の開催について

1 趣旨

平成29年8月に「松本城公園の行為許可に関する内規」を廃止以降、講座やシンポジウム等を踏まえた開催計画書と行為許可申請書が主催する実行委員会から提出されましたので、今年度の開催について報告するものです。

- 2 開催実績 26.9.19～23第1回開催、27.9.19～23第2回開催
28.9.22～25第3回開催、29年度中止

3 開催概要

- (1) 日時 平成30年9月14日(金)から17日(月・祝)までの4日間
10時00分から18時00分まで
- (2) 場所 松本城公園
- (3) 主催 ビアフェス信州実行委員会
- (4) 内容・特徴 観光誘客と地域振興を図るクラフトビールの祭典(出展数35社程度)
* 特別ブース設置 / 市川量造・小林有也の功績紹介やソルトレイクシティー姉妹都市提携60周年記念
* 会場設営 / 松本城公園内への車両進入は時間を制限し、短時間で作業を行う。テント等の固定は遺構を傷つけることのないよう杭を使用せず、ウエイトで対応 他
- (5) 料金 前売券2,700円・当日券3,000円(専用グラス引換券とビール券5枚)
1杯券550円 入場料 無料

担当 松本城管理事務所
所長 手島 学
電話 32-2902



まつもと市民生きいき活動

わたしは ころをみがき、からだを使おう
あなたに あいさつをしよう
このまちを きれいにしよう

周知事項 1

JAXA・国立天文台見学ツアーの実施について

1 趣旨

子どもたちに宇宙への興味を深めてもらうため、天文研究開発が行われている施設の見学ツアーを実施することについて周知するものです。

2 実施概要

- (1) 日時 平成30年8月17日(金) 6時50分から19時まで
- (2) 見学場所 JAXA 調布航空宇宙センター 及び 国立天文台 三鷹
- (3) 対象・定員 松本市内在住の小中学生とその保護者 30名
- (4) 参加料 大人 1,000円 子ども 500円
- (5) 募集期間 7月6日(金)から20日(金)まで
- (6) 募集方法 電話・FAX・インターネット(応募多数の場合は抽選)

3 周知方法

- (1) 広報まつもとへの掲載
- (2) 松本市公式ホームページへの掲載
- (3) 小中学校へのポスター・ちらし配布
- (4) 報道機関への周知



まつもと市民生きいき活動

わたしは ころをみがき、からだを使おう
あなたに あいさつをしよう
このまちを きれいにしよう

担当

教育政策課 課長 小林 伸一

電話33-3980

教育文化センター 所長 中村 誠

電話32-7600

JAXA・国立天文台見学ツアー

見て、聞いて、体験しよう！

8月17日(金)

募集対象・人数

松本市内在住の小中学生とその保護者 30名
(応募多数の場合は抽選)

参加費用

大人 1,000円、子ども 500円
(昼食はご持参ください)

日程

教育文化センター集合	6:50
バスで移動します	
JAXA 調布航空宇宙センター	10:30~12:00
スペース・ミッション・シミュレーターの体験 展示物の見学など	
移動・昼食	12:30~13:20
国立天文台三鷹見学	13:30~15:30
4D2U(4次元デジタル宇宙プロジェクト)の鑑賞 研究施設や展示室の見学 宇宙のお話	
教育文化センター着	19:00



小型自動着陸実験「ALFLEX」(実物)の展示や将来必要となる宇宙活動に向けた、さまざまな研究開発を紹介しています。



応募方法

電話・FAX・インターネット(詳しくはホームページをご覧ください)

募集期間

平成30年7月6日(金)~7月20日(金)

お問い合わせ

松本市教育文化センター 〒390-0221 松本市里山辺 2930-1

TEL: 0263-32-7600 FAX: 0263-32-7604 ホームページ: 松本市教育文化センターで検索

周知事項 2

学都松本推進事業「夏休み給食センター親子見学会」の実施について

1 趣旨

食に対する関心を高める食育の一環として、「夏休み給食センター親子見学会」を実施することについて周知するものです。

2 事業の概要

- (1) 日時 平成30年7月28日(土) 9時から12時30分まで
- (2) 会場 松本市西部学校給食センター・東部学校給食センター
- (3) 対象者 各学校給食センター管内小学校4、5、6年児童親子
- (4) 内容
 - ア DVDによる施設紹介
 - イ 調理場見学
 - ウ 展示見学
 - エ 栄養士・調理員との懇談
 - オ 廃油利用せっけんの配布
 - カ 試食等
- (5) 募集人数 各センター親子20組
- (6) 周知方法 対象児童へ募集チラシ配布
- (7) 参加料 無料



まつもと市民 生きいき活動

わたしは こころをみがき、からだを使おう
あなたに あいさつをしよう
このまちを きれいにしよう

担当	学校給食課
課長	清澤 秀幸
電話	86 - 1130

周知事項 3

子ども参観日の実施及び協力について

1 趣旨

子どもが将来、社会で自立して生きる力をつけるため、勤労観、職業観を育む「子ども参観日」を実施することについて周知するものです。

2 実施内容

小・中学生が家族の職場を訪問し、家族の働いている姿に触れます。

- (1) 事業所の概要や家族の仕事の説明
- (2) 施設見学、体験学習

3 対象

小学校3年生から中学生（本事業にご協力いただける事業所の社員・職員のご家族）

4 実施期間

- (1) 事業所：7月26日（木）から8月22日（水）頃まで
小・中学生の夏休み期間中 半日から1日程度
- (2) 市役所：8月2日（木） 8時30分から13時まで

5 実施場所

- (1) 事業所：松本市及び近隣市町村の事業所（協力依頼中）
- (2) 市役所：松本市役所各課・施設

6 市各課への参加協力依頼

- (1) 庁内情報システムによる事業の周知
- (2) 文書による依頼

7 市役所での実施について

- | | |
|-------------|--|
| 8：30 | 市役所に家族で出勤 |
| 8：30～10：00 | 参加者の自己紹介、職場見学
（仕事の概要説明、仕事や施設の見学、上司・職場の職員との歓談等を含む） |
| 10：20～10：40 | 家族で教育長と歓談（大手事務所4階教育委員室） |
| 11：00～12：00 | 料理教室（大手公民館料理実習室）
参加費：1名300円（材料費） |
| 12：00～13：00 | 家族で昼食、解散 |

8 平成29年度実績

(1) 実施場所

ア 13事業所（株式会社長野銀行、株式会社日邦バルブ、相澤病院、松本協立病院、セイコーエプソン株式会社 他）

イ 松本市役所4課（下水道課、美術館、健康づくり課、生涯学習課・中央公民館）

(2) 参加者の感想

ア 施設にある機械や、働く人たちの様子が分かってよかった。

イ 仕事は思っていたより大変そうでしたが、お手伝いをするのは、楽しかった。

ウ 教育長先生から勉強が好きになるコツを教えてもらえてよかった。

9 その他

市役所での実施にあたっては、各課で積極的な受入れをお願いします。



まつもと市民生きいき活動

わたしは こころをみがき、からだを使おう
あなたに あいさつをしよう
このまちを きれいにしよう

担当	生涯学習課
課長	栗田 正和
電話	32 - 1132

周知事項 4

あがたの森公園「おひさま文庫」の設置について

1 趣旨

公園に来た親子が絵本を手にとって読み聞かせをしたり、公園で見つけた花木や昆虫を
図鑑で調べるなど、屋外でも本に触れることのできる環境を作るため、3月にアルプス公
園の森の入口休憩所に設置した「森の文庫」に続き、あがたの森公園に「おひさま文庫」
を設置することについて周知するものです。

2 設置場所等

- (1) 設置場所 旧制松本高校記念館前にブックトラック1台（裏面参照）
- (2) 運営管理 あがたの森図書館、旧制高等学校記念館

3 運営・管理方法

(1) 図書

図書館の除籍本等を設置します。

(2) 選定基準（当初設置冊数180冊）

- ア 親子で楽しめる絵本などの児童書（150冊）
- イ 花木、動物、鳥、昆虫などに関する児童向け図書等（20冊）
- ウ 大人が手軽に短時間で楽しめる図書（10冊）

(3) 管理方法

- ア 旧制高等学校記念館開館日の開館時間中に設置します。（雨天時を除く。）
開館時間：9時から17時 休館日：月曜日（休日の場合はその翌日）
- イ 旧制高等学校記念館の職員がブックトラックの運搬等の管理を行います。
- ウ あがたの森図書館の職員が月に1回程度汚破損状況確認、図書の補充を行います。

4 設置開始日

平成30年7月16日（月）海の日

5 今後の進め方

- (1) はじめての屋外設置のため、図書の劣化、汚破損状況の検証を行います。
- (2) 緑陰読書に適した環境にあるため、大人向けの図書の設置について検討します。

担 当

中央図書館	館長	瀧澤裕子	32-0099
博物館	館長	木下 守	32-0133



まつもと市民 生きいき活動

わたしは ころをみがき、からだを使おう
あなたに あいさつをしよう
このまちを きれいにしよう

あがたの森公園「おひさま文庫」の仮設状況



設置箇所



周知事項 5

松本市立博物館本館・分館の企画展開催について

1 趣旨

松本市立博物館と5分館で下記のとおり企画展を開催することについて周知するものです。

2 開催内容

(1) 松本市立博物館 「城下町松本のにぎわい 町人地における人々の暮らし」

ア 内容 松本城下の町人たちの暮らしにせまる展示です。当館所蔵の資料や発掘成果から、城下町に活気と彩りをもたらした町人の世界を紹介します。

イ 期間 平成30年7月28日(土)から9月30日(日)まで

ウ 会場 松本市立博物館2階 特別展示室

エ 観覧料 通常観覧料 大人200円、小・中学生100円

オ 展示資料 町人地絵図、御使宿今井家文書、鋳物師関係資料 など約80点

(2) 旧開智学校校舎 「旧開智学校校舎誕生と立石清重」

ア 内容 近年の研究事業の成果を紹介する企画展です。なぜ、旧開智学校校舎が松本に誕生したかなど、校舎に関する謎を解き明かします。

イ 期間 平成30年7月14日(土)から9月17日(月・祝)まで

ウ 会場 旧開智学校校舎展示室

エ 観覧料 通常観覧料 大人300円、小・中学生150円

オ 展示資料 東京出府記、旧開智学校校舎平面図 など約50点

(3) 松本民芸館 「錠前・鍵がカギ 丸山太郎のかぎと金工展」

ア 内容 松本民芸館の箆笥(たんす)にはさまざまな形の錠前がついています。李朝箆笥(りちょうだんす)の錠前は存在感がありますし、船箆笥(ふなだんす)は箆笥そのものが複雑な錠前のようです。丸山太郎の収集品から、錠前とかぎを中心に国内外の金工品を展示します。

イ 期間 平成30年7月24日(火)から12月9日(日)まで

ウ 会場 松本民芸館

エ 観覧料 通常観覧料 大人300円、中学生以下無料

オ 展示資料 錠前、鍵を含む金工品 約150点

(4) 旧制高等学校記念館 「松高生が愛した映画展」

- ア 内容 松高生はたくさんの映画を見ており、中にはお気に入りの映画を何十回も見た学生もいたそうです。そんな、松高生が愛した映画について紹介します。
- イ 期間 平成30年7月14日(土)から9月24日(月・祝)まで
- ウ 会場 旧制高等学校記念館
- エ 観覧料 無料(常設展示は通常観覧料)
- オ 展示資料 映画研究会機関誌「角度」、複製映画ポスターなど

(5) 松本市時計博物館 夏期特別展「高岡コレクション展」

- ア 内容 高岡得三郎氏が収集された古時計を展示し、その魅力や歴史を紹介します。
- イ 期間 平成30年7月21日(土)から9月2日(日)まで
- ウ 会場 時計博物館 3階企画展示室
- エ 観覧料 通常観覧料 大人300円 小中学生150円
- オ 展示資料 四つ丸掛時計、八角掛時計 など約80点

(6) 松本市四賀化石館 「ヤベオオツノジカ」

- ア 内容 およそ1万年前に絶滅したヤベオオツノジカはわが国固有の種類で旧石器人が狩猟し、食糧や道具として活用していました。今回はヤベオオツノジカの全身骨格レプリカと、明科産出オオツノジカの角などの化石8点を展示します。
- イ 期間 平成30年7月20日(金)から9月2日(日)まで
- ウ 会場 四賀化石館 1階ロビー
- エ 観覧料 大人300円 小人150円(通常観覧料)
- オ 展示資料 ヤベオオツノジカの前身骨格レプリカ、明科産出オオツノジカの角などの化石 など10点

担当	博物館
館長	木下 守
電話	32 - 0133



学都松本へ
松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。
松本の今にふれ、未来を思う。
まるごと松本を知る旅のスタート地点です。



「学都松本」